

反対株主の株式買取請求に係る買取口座の創設等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	66
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	92

反対株主の株式買取請求に係る買取口座の創設等に伴う株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第12節（略）</p> <p>第13節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い</p> <p>第1款（略）</p> <p><u>第1款の2 反対株主の通知（第115条の2－第115条の9）</u></p> <p>第2款～第4款（略）</p> <p>第14節～第23節（略）</p> <p>第4章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第12節（略）</p> <p><u>第12節の2 反対新株予約権付社債権者の通知（第229条の2－第229条の9）</u></p> <p>第13節～第17節（略）</p> <p>第18節 <u>加入者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第253条－第255条）</u></p> <p><u>第18節の2 反対新株予約権付社債権者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第255条の2－第255条の4）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第12節（略）</p> <p>第13節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い</p> <p>第1款（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第2款～第4款（略）</p> <p>第14節～第23節（略）</p> <p>第4章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い</p> <p>第1節～第12節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第13節～第17節（略）</p> <p>第18節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第253条－第255条）</p> <p>（新設）</p>

<p>第 19 節～第 20 節 (略)</p> <p>第 5 章～第 10 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (53) (略)</p> <p><u>(54) 反対株主管理簿 第 115 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。</u></p> <p><u>(55) 反対新株予約権者管理簿 第 263 条において読み替えて準用する第 229 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。</u></p> <p><u>(56) 反対新株予約権付社債権者管理簿 第 229 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。</u></p> <p><u>(57) 反対投資主管理簿 第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 115 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。</u></p> <p><u>(58) 反対新投資口予約権者管理簿 第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 229 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。</u></p> <p>(加入者との契約)</p> <p>第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締</p>	<p>第 19 節～第 20 節 (略)</p> <p>第 5 章～第 10 章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(用語)</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (53) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(加入者との契約)</p> <p>第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締</p>
--	--

結しなければならない。

(1) ~ (15) (略)

(15) の 2 当該加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求（法第 155 条第 1 項、第 259 条第 1 項、第 266 条第 1 項又は第 273 条第 1 項に規定する株式買取請求をいう。以下同じ。）、新株予約権買取請求（法第 183 条第 1 項、第 260 条第 1 項、第 267 条第 1 項又は第 274 条第 1 項に規定する新株予約権買取請求をいう。以下同じ。）、新株予約権付社債買取請求（法第 215 条第 1 項に規定する新株予約権付社債買取請求をいう。以下同じ。）、投資口買取請求（法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 155 条第 1 項に規定する投資口買取請求をいう。以下同じ。）又は新投資口予約権買取請求（法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する第 183 条第 1 項に規定する新投資口予約権買取請求をいう。以下同じ。）の目的で振替を受けた振替株式、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資口又は振替新投資口予約権について、当該口座管理機関に対し、反対株主の通知（第 115 条の 5 第 2 項に規定する反対株主の通知をいう。以下第 115 条の 4 まで同じ。）、反対新株予約権者の通知（第 263 条において読み替えて準用する第 229 条の 5 第 2 項に規定する反対新株予約権者の通知をいう。以下第 262 条まで同じ。）、反対新株予約権付社債権者の通知（第 229 条の 5 第 2 項に規定する反対新株予約権付社債権者の通知をいう。以下第 229 条の 4 まで同じ。）、反対投資主の通知（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 115 条の 5 第 2 項に規定する反対投資主の通知をいう。以下第 270

結しなければならない。

(1) ~ (15) (略)

(新設)

条の2まで同じ。)又は反対新投資口予約権者の通知(第271条の3において読み替えて準用する第229条の5第2項に規定する反対新投資口予約権者の通知をいう。以下第271条の2まで同じ。)をすること。

(16)～(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口の届出(第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条の2まで同じ。)、担保優先出資の届出(第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条の4まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。)、担保新株予約権の届出(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)、担保新投資口予約権の届出(第271条の3において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新投資口予約権の届出をいう。以下第271条の2まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条の7の3まで同じ。)及び担保受益権の届出(第285条の66第1項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第285条の65まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(16)～(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第159条第1項に規定する担保株式の届出をいう。以下第158条まで同じ。)、担保投資口の届出(第271条において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第270条まで同じ。)、担保優先出資の届出(第272条第1項において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第271条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出(第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第247条まで同じ。)、担保新株予約権の届出(第263条において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第262条まで同じ。)、担保新投資口予約権の届出(第271条の3において読み替えて準用する第248条第1項に規定する担保新投資口予約権の届出をいう。以下第271条の2まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出(第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第283条の7の3まで同じ。)及び担保受益権の届出(第285条の66第1項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第285条の65まで同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。

(20) ～ (24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式（第 159 条第 1 項に規定する担保株式をいう。以下第 158 条まで同じ。）、担保投資口（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口をいう。以下第 270 条の 2 まで同じ。）、担保優先出資（第 272 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資をいう。以下第 271 条の 4 まで同じ。）、担保新株予約権付社債（第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第 247 条まで同じ。）、担保新株予約権（第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権をいう。以下第 262 条まで同じ。）、担保新投資口予約権（第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権をいう。以下第 271 条の 2 まで同じ。）、担保投資信託受益権（第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第 283 条の 7 の 3 まで同じ。）若しくは担保受益権（第 285 条の 66 第 1 項に規定する担保受益権をいう。以下第 285 条の 65 まで同じ。）に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき、当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又は当該加入者が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権

(20) ～ (24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式（第 159 条第 1 項に規定する担保株式をいう。以下第 158 条まで同じ。）、担保投資口（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口をいう。以下第 270 条まで同じ。）、担保優先出資（第 272 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資をいう。以下第 271 条まで同じ。）、担保新株予約権付社債（第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第 247 条まで同じ。）、担保新株予約権（第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権をいう。以下第 262 条まで同じ。）、担保新投資口予約権（第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権をいう。以下第 271 条の 2 まで同じ。）、担保投資信託受益権（第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第 283 条の 7 の 3 まで同じ。）若しくは担保受益権（第 285 条の 66 第 1 項に規定する担保受益権をいう。以下第 285 条の 65 まで同じ。）に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主（法第 155 条第 3 項、第 259 条第 3 項、第 266 条第 3 項又は第 273 条第 3 項の申請をした振替株式の株主をいう。以下同じ。）、反対投資主（法第 228 条において読み替えて準用する法第 155 条第 3 項の申請をした振替投資口の投資主をいう。以下同じ。）、反対新株予約権付社債権者（法第 215 条第 4 項の申請をした振替新株予約権付社債権者をいう。以下同じ。）、反対新株予約権者（法第 183 条第 4 項、第 260 条第 3 項、第 267 条第 3 項又は第 274 条第 3 項の申請をした振替新株予約権の新株予約権者をいう。以下同じ。）若しくは反対新投資口予約権者（法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 183 条第 4 項の申請をした振替新投資口予約権の新投資口予約権者をいう。以下同じ。）であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) ～ (36) (略)

(37) 当該加入者は、法第 222 条第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当該口座管理機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできないこと。また、当該加入者は、反対新株予約権付社債権者が同条第 5 項の書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当該口座管理機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできないこと。

(37) の 2 ～ (42) (略)

(26) ～ (36) (略)

(37) 当該加入者は、法第 222 条第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当該口座管理機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできないこと。

(37) の 2 ～ (42) (略)

(帳簿の電磁的記録による作成)

第 35 条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第 117 条第 1 項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 116 条まで同じ。）、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 270 条の 2 まで同じ。）、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 271 条の 4 まで同じ。）、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第 278 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項又は第 285 条の 40 に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。）、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、反対株主管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対投資主管理簿及び反対新投資口予約権者管理簿を電磁的記録（電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。）により作成することができる。

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託

(帳簿の電磁的記録による作成)

第 35 条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第 117 条第 1 項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 116 条まで同じ。）、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 270 条まで同じ。）、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 271 条まで同じ。）、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第 278 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項又は第 285 条の 40 に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。）、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を電磁的記録（電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。）により作成することができる。

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託

財産名義管理簿、反対株主管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対投資主管理簿、反対新投資口予約権者管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第271条の3において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新投資口予約権届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿、第283条の8において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第285条の67に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替先口座等の照会)

第56条 (略)

2 (略)

3 加入者が振替株式の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関が当該加入者から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

4 加入者が機構加入者に対する振替株式の質入れ、担保差入れ又

財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第160条第1項に規定する担保株式届出記録簿、第249条第1項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第263条において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第271条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資口届出記録簿、第271条の3において読み替えて準用する第249条第1項に規定する担保新投資口予約権届出記録簿、第272条第1項において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保優先出資届出記録簿、第283条の8において読み替えて準用する第160条第1項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第285条の67に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替先口座等の照会)

第56条 (略)

2 (略)

3 加入者が振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関が当該加入者から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

4 加入者が機構加入者に対する振替株式の質入れ又は担保差入れ

は株式買取請求のために振替の申請をしようとする場合であつて、当該機構加入者が当該加入者から同意を得ているときは、当該機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

5～7 (略)

(機構加入者による振替請求等)

第57条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口(買取口座(法第155条第1項、第259条第1項、第266条第1項又は第273条第1項に規定する買取口座をいう。以下この章において同じ。))である場合を除く。)又は信託口(規則で定めるものを除く。)が示された場合であつて、規則で定めるところにより特別株主となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替株式についての増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者(振替により増加の記録がされる機構加入者口座の機構加入者をいう。以下同じ。)から当該加入者を特別株主とする申出があつたものとみなす。

6 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口(買取口座である場合に限る。)が示された場合であつて、規則で定めるところにより反対株主となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替株式についての増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者から当該

のために振替の申請をしようとする場合であつて、当該機構加入者が当該加入者から同意を得ているときは、当該機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

5～7 (略)

(機構加入者による振替請求等)

第57条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口又は信託口(規則で定めるものを除く。)が示された場合であつて、規則で定めるところにより特別株主となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替株式についての増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者(振替により増加の記録がされる機構加入者口座の機構加入者をいう。以下同じ。)から当該加入者を特別株主とする申出があつたものとみなす。

(新設)

加入者を反対株主とする通知があったものとみなす。

7 (略)

8 (略)

9 機構は、機構加入者による振替請求を受けたときは、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿、登録株式質権者管理簿、特別株主管理簿及び反対株主管理簿への記録並びに渡方機構加入者（振替請求を行った機構加入者をいう。以下同じ。）及び受方機構加入者への通知その他の処理をする。

10 (略)

（取得の対価が振替株式である場合における取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得）

第80条 (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、全部抹消する日の前営業日において、次の各号に掲げる振替株式（取得対象銘柄であるものに限る。）について、全部抹消する日において増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号及び第3号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に対価交付比率を乗じた数（規則で定める場合には規則で定める比率を乗じた数）

6 (略)

7 (略)

8 機構は、機構加入者による振替請求を受けたときは、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿、登録株式質権者管理簿及び特別株主管理簿への記録並びに渡方機構加入者（振替請求を行った機構加入者をいう。以下同じ。）及び受方機構加入者への通知その他の処理をする。

9 (略)

（取得の対価が振替株式である場合における取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得）

第80条 (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、全部抹消する日の前営業日において、次の各号に掲げる振替株式（取得対象銘柄であるものに限る。）について、全部抹消する日において増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に対価交付比率を乗じた数（規則で定める場合には規則で定める比率を乗じた数）

<p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって反対株主管理簿に記載又は記録がされているもの(その買取りの効力が生じていないものに限る。)</u> <u>当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の反対株主ごとの数</u> <u>対価交付比率を乗じた数</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>6 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄又は質権欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄又は質権欄とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前項第3号に掲げる数</u> <u>同号の反対株主である加入者の口座の保有欄</u></p> <p><u>(4) 前項第4号に掲げる数</u> <u>同号の株主である加入者の口座の保有欄</u></p> <p><u>(5) 前項第5号に掲げる数</u> <u>同号の加入者の口座の質権欄</u></p> <p>7 <u>第5項第2号から第4号までに掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号から第4号までの増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 <u>第5項第2号から第4号までに掲げる数の算出をした口座管理</u></p>	<p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>6 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄又は質権欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄又は質権欄とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) 前項第3号に掲げる数</u> <u>同号の株主である加入者の口座の保有欄</u></p> <p><u>(4) 前項第4号に掲げる数</u> <u>同号の加入者の口座の質権欄</u></p> <p>7 <u>第5項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 <u>第5項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関</u></p>
--	--

機関が当該数についての第6項第2号から第4号までの増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

11～13 (略)

14 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該間接口座管理機関の加入者の第5項第1号及び第5号の数の合計数

(2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第5項第2号から第4号までに掲げる数についての第6項第2号から第4号までの増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数

(3) 当該間接口座管理機関がその直近下位機関から第7項又は第8項第1号(第9項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第7項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第5項第2号から第4号までの数

(4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第8項第2号(第9項において準用する場合を含む。)、第10項又は第11項(第12項において準用する場合を含む。)の通知を受けた

が当該数についての第6項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

11～13 (略)

14 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該間接口座管理機関の加入者の第5項第1号及び第4号の数の合計数

(2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第5項第2号又は第3号に掲げる数についての第6項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数

(3) 当該間接口座管理機関がその直近下位機関から第7項又は第8項第1号(第9項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第7項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第5項第2号又は第3号の数

(4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第8項第2号(第9項において準用する場合を含む。)、第10項又は第11項(第12項において準用する場合を含む。)の通知を受けた

場合であって、第7項第1号の加入者又は第10項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第5項第2号から第4号までの数

(5) (略)

15～19 (略)

20 口座管理機関は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。）の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置

イ (略)

ロ 第5項第1号又は第5号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第5項第2号から第4号までに掲げる数についての第6項第2号から第4号までの増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第5項第2号から第4号までの数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第7項又は第8項第1号（第9項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第5項第2号から第4号までの数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

場合であって、第7項第1号の加入者又は第10項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第5項第2号又は第3号の数

(5) (略)

15～19 (略)

20 口座管理機関は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。）の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置

イ (略)

ロ 第5項第1号又は第4号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第5項第2号又は第3号に掲げる数についての第6項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第5項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第7項又は第8項第1号（第9項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第5項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

<p>ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第8項第2号（第9項において準用する場合を含む。）、第10項又は第11項（第12項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第5項第2号から第4号までの数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録</p> <p>へ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>21 機構は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執る。</p> <p>(1) 機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。） 次に掲げる措置</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第5項第1号又は第5号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録</p> <p>ハ （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>22・23 （略）</p> <p>（振替株式の併合に関する記載又は記録手続）</p> <p>第87条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 振替機関等は、株式併合効力発生日の前営業日において、次の</p>	<p>ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第8項第2号（第9項において準用する場合を含む。）、第10項又は第11項（第12項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第5項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録</p> <p>へ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>21 機構は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執る。</p> <p>(1) 機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。） 次に掲げる措置</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第5項第1号又は第4号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録</p> <p>ハ （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>22・23 （略）</p> <p>（振替株式の併合に関する記載又は記録手続）</p> <p>第87条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 振替機関等は、株式併合効力発生日の前営業日において、次の</p>
---	---

各号に掲げる振替株式（株式併合銘柄であるものに限る。）について、株式併合効力発生日において減少の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号及び第3号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数から当該数に減少比率を乗じた数を控除した数

(2) (略)

(3) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって反対株主管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の反対株主ごとの数から当該数に減少比率をそれぞれ乗じた数を控除した数

(4) (略)

(5) (略)

6～12 (略)

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第89条 (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、株式の分割に係る基準日において、次の各号に掲げる振替株式（株式分割銘柄であるものに限る。）の区分に応じ、株式分割効力発生日において当該振替株式についての増加の

各号に掲げる振替株式（株式併合銘柄であるものに限る。）について、株式併合効力発生日において減少の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数から当該数に減少比率を乗じた数を控除した数

(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

6～12 (略)

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第89条 (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、株式の分割に係る基準日において、次の各号に掲げる振替株式（株式分割銘柄であるものに限る。）の区分に応じ、株式分割効力発生日において当該振替株式についての増加の

記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号及び第3号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に増加比率を乗じた数から当該保有欄記載又は記録がされている当該振替株式の数を控除した数

(2) (略)

(3) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって反対株主管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の反対株主ごとの数から当該数に増加比率をそれぞれ乗じた数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の反対株主ごとの数を控除した数

(4) (略)

(5) (略)

6・7 (略)

8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式の当該増加の記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項第1号に掲げる増加比率を乗じた数、同項第2号に掲げる増加比率をそれぞれ

記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に増加比率を乗じた数から当該保有欄記載又は記録がされている当該振替株式の数を控除した数

(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

6・7 (略)

8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式の当該増加の記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項第1号に掲げる増加比率を乗じた数、同項第2号に掲げる増加比率をそれぞれ

れ乗じた数、同項第3号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数、同項第4号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数及び同項第5号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項各号に掲げる数）

(2) (略)

9～12 (略)

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第94条 (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、合併等効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる消滅会社等銘柄について、合併等効力発生日において増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号及び第3号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に割当比率を乗じた数（規則で定める場合には、規則で定める比率を乗じた数）

(2) (略)

(3) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって反対株主管理簿に記載又は記録がされているもの
（その買取りの効力が生じていないものに限る。） 当該保有欄

れ乗じた数、同項第3号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数及び同項第4号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項各号に掲げる数）

(2) (略)

9～12 (略)

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第94条 (略)

2～4 (略)

5 振替機関等は、合併等効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる消滅会社等銘柄について、合併等効力発生日において増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に割当比率を乗じた数（規則で定める場合には、規則で定める比率を乗じた数）

(2) (略)

(新設)

に記載又は記録がされている当該振替株式の反対株主ごとの数に割当比率をそれぞれ乗じた数

(4) (略)

(5) (略)

6～13 (略)

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの記載又は記録手続)

第 105 条 新設分割会社（会社法第 763 条第 1 項第 5 号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）の株式及び新設分割設立会社（同条本文に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が新設分割に際して新設分割会社に交付する株式が振替株式である場合であって、新設分割に際して新設分割会社が、新設分割設立会社の成立の日において同法第 763 条第 1 項第 12 号イ又はロに掲げる行為（この項及び第 107 条第 2 項において「人的分割類似行為」という。）をしようとするときは、新設分割会社は、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(8) (略)

2～7 (略)

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

(3) (略)

(4) (略)

6～13 (略)

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの記載又は記録手続)

第 105 条 新設分割会社（会社法第 763 条第 5 号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。）の株式及び新設分割設立会社（同条本文に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。）が新設分割に際して新設分割会社に交付する株式が振替株式である場合であって、新設分割に際して新設分割会社が、新設分割設立会社の成立の日において同法第 763 条第 12 号イ又はロに掲げる行為（この項及び第 107 条第 2 項において「人的分割類似行為」という。）をしようとするときは、新設分割会社は、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(8) (略)

2～7 (略)

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

第106条 第82条の規定は、前条第1項に規定する場合であって、機構が同項の新設分割の基準日（会社法第763条第1項第12号ロに掲げる行為の場合に限る。）又は全部抹消する日（同号イに掲げる行意の場合に限る。）に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、第82条の規定中「取得対価銘柄」とあるのは「新設分割設立会社銘柄」と、「全部抹消する日」とあるのは「新設分割の基準日（会社法第763条第1項第12号イに掲げる行為の場合に限る。）又は全部抹消する日（同号ロに掲げる行為の場合に限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第13節（略）

第1款の2 反対株主の通知

（反対株主管理簿の備置）

第115条の2 振替機関等は、反対株主管理簿を備えなければならない。

（反対株主管理簿の保存）

第115条の3 振替機関等は、その備える反対株主管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記載若しくは記録を消除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

第106条 第82条の規定は、前条第1項に規定する場合であって、機構が同項の新設分割の基準日（会社法第763条第12号ロに掲げる行為の場合に限る。）又は全部抹消する日（同号イに掲げる行意の場合に限る。）に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、第82条の規定中「取得対価銘柄」とあるのは「新設分割設立会社銘柄」と、「全部抹消する日」とあるのは「新設分割の基準日（会社法第763条第12号イに掲げる行為の場合に限る。）又は全部抹消する日（同号ロに掲げる行為の場合に限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第13節（略）

（新設）

（新設）

（新設）

<p><u>(反対株主管理簿の記載又は記録事項)</u></p> <p><u>第 115 条の 4 反対株主管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。</u></p> <p><u>(1) 反対株主の通知をした加入者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(2) 反対株主の通知に係る振替株式についての記載又は記録がされた口座</u></p> <p><u>(3) 反対株主の通知に係る振替株式の銘柄及び銘柄ごとの数</u></p> <p><u>(4) 反対株主の氏名又は名称及び住所</u></p> <p><u>(5) 反対株主の通知を受けた日</u></p> <p><u>(6) 第 3 号の数について第 1 号の加入者の口座に増加の記載又は記録がされた日</u></p> <p><u>(7) 反対株主の通知が第 3 号の数についての増減が生じたことによるものであるときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日</u></p> <p><u>(8) 当該反対株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときは、その旨</u></p> <p><u>(9) その他規則で定める事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(反対株主の通知)</u></p> <p><u>第 115 条の 5 加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式が株式買取請求の目的で振替を受けたものである場合には、当該口座を開設する振替機関等に対し、当該反対株主を通知しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の通知（以下「反対株主の通知」という。）をする加入者は、当該通知において、次に掲げる事項を示さなければならない</u></p>	<p>(新設)</p>

い。

(1) 反対株主の通知を行う振替株式についての記載又は記録がされている口座

(2) 反対株主の通知を行う振替株式の銘柄及び数

(3) 反対株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(4) 当該反対株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときは、その旨

(5) 反対株主の通知を行う振替株式について第1号の口座に増加の記載又は記録がされた日

3 前項第5号の日は、反対株主の通知を行う振替株式に係る直近の総株主通知の株主確定日又は同項の加入者による直近の個別株主通知の申出受付日以前の日とすることはできない。ただし、特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(反対株主の通知内容の変更の通知)

第115条の6 前条第1項の通知をした加入者は、同条第2項第2号の振替株式の数について減少が生じたとき（次条第2項の場合を除く。）は、直ちに、同条第1項の振替機関等に対し、反対株主の通知内容の変更の通知をしなければならない。

(新設)

2 前項の通知をする加入者は、当該通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 前項の通知を行う振替株式についての記載又は記録がされている口座

(2) 前項の通知を行う振替株式の銘柄及び数

(3) 反対株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(4) 減少した数及び当該減少が生じた日

(反対株主管理簿への記載又は記録)

第 115 条の 7 振替機関等は、その加入者による第 115 条の 5 第 1 項の通知又は前条第 1 項の反対株主の通知内容の変更の通知を受けたときは、その備える反対株主管理簿に当該通知に係る第 115 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項により反対株主の通知に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がされた場合には、それに応じて、反対株主管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載又は記録をしなければならない。

3 振替機関等は、反対株主の通知に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において、第 77 条の規定により当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消が行われた場合には、それに応じて、反対株主管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の抹消の記載又は記録をしなければならない。

(新設)

(反対株主管理簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第 115 条の 8 振替機関等は、その備える反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該反対株主管理簿にその記載又は記録をしなければならない。

2 振替機関等は、その備える反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(機構加入者による反対株主の通知)

第 115 条の 9 機構加入者の機構に対する反対株主の通知又は反対株主の通知内容の変更の通知は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 機構は、その備える反対株主管理簿に記載がされた振替株式については、第 159 条第 1 項の担保株式の届出があったものとして取り扱う。

(通知株主等)

第 145 条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を株主確定日における株主（登録株式質権者となるべき旨の申出をした加入者を含む。以下「通知株主等」という。）として総株主通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、株主確定日における最終のものを意味するものとする。

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替

(新設)

(新設)

(通知株主等)

第 145 条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を株主確定日における株主（登録株式質権者となるべき旨の申出をした加入者を含む。以下「通知株主等」という。）として総株主通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、株主確定日における最終のものを意味するものとする。

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替

<p>株式の数（次号及び第5号から第7号までに掲げる数を除く。） 当該口座の加入者 (2)～(6) (略) <u>(7) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって反対株主管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数 当該保有欄に記載又は記録がされている数に係る反対株主</u></p> <p>(総株主通知) 第149条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿、<u>信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿</u>に記載されている内容に基づき、総株主通知対象銘柄である振替株式の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知株主等である株主の氏名又は名称及び住所並びに株主確定日において当該株主の有する振替株式（当該株主確定日に係るものに限る。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下「総株主通知事項」という。）の通知（以下「総株主通知」という。）をする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個別株主通知) 第154条 (略) 2～12 (略) 13 第9項から第11項（前項において準用する場合を含む。）までに掲げる通知を受けた報告依頼先機関及び申出受付機関は、当該</p>	<p>株式の数（次号、第5号及び第6号に掲げる数を除く。） 当該 口座の加入者 (2)～(6) (略) (新設)</p> <p>(総株主通知) 第149条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿及び<u>信託財産名義管理簿</u>に記載されている内容に基づき、総株主通知対象銘柄である振替株式の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知株主等である株主の氏名又は名称及び住所並びに株主確定日において当該株主の有する振替株式（当該株主確定日に係るものに限る。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下「総株主通知事項」という。）の通知（以下「総株主通知」という。）をする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個別株主通知) 第154条 (略) 2～12 (略) 13 第9項から第11項（前項において準用する場合を含む。）までに掲げる通知を受けた報告依頼先機関及び申出受付機関は、当該</p>
--	--

通知をした直近上位機関に対し、次に掲げる振替株式について、通知対象期間における対象日（通知対象期間中の一日をいう。以下この節において同じ。）ごとの振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数並びに対象日において増加又は減少の記載又は記録がされたときは増加又は減少の別及びその数その他の規則で定める事項（以下「個別株主報告事項」という。）の通知（以下「個別株主報告」という。）をしなければならない。

(1) 対象口座が申出株主の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式（特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの、反対株主管理簿に他の加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。）

(2) 対象口座が申出株主以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式のうち、特別株主管理簿に申出株主を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び反対株主管理簿に申出株主を反対株主とする記載又は記録がされたもの

(3)～(5) (略)

14～18 (略)

19 機構は、第8項において特定した報告依頼先機関及び申出受付機関から第13項又は第14項（第15項において準用する場合を含む。）の規定による個別株主報告事項の通知を受けた場合には、発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた内容並び

通知をした直近上位機関に対し、次に掲げる振替株式について、通知対象期間における対象日（通知対象期間中の一日をいう。以下この節において同じ。）ごとの振替口座簿、特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数並びに対象日において増加又は減少の記載又は記録がされたときは増加又は減少の別及びその数その他の規則で定める事項（以下「個別株主報告事項」という。）の通知（以下「個別株主報告」という。）をしなければならない。

(1) 対象口座が申出株主の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式（特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。）

(2) 対象口座が申出株主以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式のうち特別株主管理簿に申出株主を特別株主とする記載又は記録がされたもの

(3)～(5) (略)

14～18 (略)

19 機構は、第8項において特定した報告依頼先機関及び申出受付機関から第13項又は第14項（第15項において準用する場合を含む。）の規定による個別株主報告事項の通知を受けた場合には、発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた内容並び

<p>にその備える振替口座簿、特別株主管理簿、<u>信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿</u>に記録がされている内容に基づき、通知対象期間における対象日ごとの次に掲げる事項を通知する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>(個別株主通知を行った旨の通知)</p> <p>第155条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定は、申出株主が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、機構が当該申出株主に対して行う書面の交付について準用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 機構の備える反対株主管理簿に記録された反対株主</u></p> <p>(発行者による情報提供請求)</p> <p>第156条 (略)</p> <p>2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。</p> <p>(1) 機構及び請求取次先機関（次条第3項に定める請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。）、<u>信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿</u>に記載又は記録がされている事項に係るもの（以下この節において「全部情報」という。）</p> <p>(2) 機構及び請求取次先機関（第158条第3項に規定する請</p>	<p>にその備える振替口座簿、特別株主管理簿及び<u>信託財産名義管理簿</u>に記録がされている内容に基づき、通知対象期間における対象日ごとの次に掲げる事項を通知する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>(個別株主通知を行った旨の通知)</p> <p>第155条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定は、申出株主が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、機構が当該申出株主に対して行う書面の交付について準用する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(発行者による情報提供請求)</p> <p>第156条 (略)</p> <p>2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。</p> <p>(1) 機構及び請求取次先機関（次条第3項に定める請求取次先機関をいう。）が備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。）<u>及び信託財産名義管理簿</u>に記載又は記録がされている事項に係るもの（以下この節において「全部情報」という。）</p> <p>(2) 機構及び請求取次先機関（第158条第3項に規定する請</p>
---	---

求取次機関をいう。)が備える振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記載又は記録がされている事項(規則で定める事項を除く。)に係るもの(以下この節において「部分情報」という。)

3・4 (略)

(全部情報の提供)

第157条 (略)

2～6 (略)

7 第4項又は第5項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた請求取次先機関は、当該通知をした直近上位機関に対し、次に掲げる振替株式について、請求対象期間における対象日(請求対象期間中の一日をいう。以下この条において同じ。)ごとの振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式の数並びに対象日において増加又は減少の記載又は記録がされたときは増加又は減少の別及びその数その他の規則で定める事項(以下この条において「振替口座簿記録事項全部情報」という。)を通知しなければならない。

(1) 対象口座が対象加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式(特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの、反対株主管理簿に他の加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。)

(2) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合に

求取次機関をいう。)が備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項(規則で定める事項を除く。)に係るもの(以下この節において「部分情報」という。)

3・4 (略)

(全部情報の提供)

第157条 (略)

2～6 (略)

7 第4項又は第5項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた請求取次先機関は、当該通知をした直近上位機関に対し、次に掲げる振替株式について、請求対象期間における対象日(請求対象期間中の一日をいう。以下この条において同じ。)ごとの振替口座簿、特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式の数並びに対象日において増加又は減少の記載又は記録がされたときは増加又は減少の別及びその数その他の規則で定める事項(以下この条において「振替口座簿記録事項全部情報」という。)を通知しなければならない。

(1) 対象口座が対象加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式(特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。)

(2) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合に

は、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち、特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び反対株主管理簿に対象加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの

(3)～(5) (略)

8～12 (略)

13 機構は、第3項において特定したすべての請求取次先機関から第7項又は第8項(第9項において準用する場合を含む。)の規定による振替口座簿記録事項全部情報の通知を受けた場合には、発行者に対し、通知を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記録がされた内容に基づき、規則で定めるところにより、請求対象期間における対象日ごとの次に掲げる事項を通知する。

(1)～(6) (略)

(部分情報の提供)

第158条 (略)

2～4 (略)

5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた請求取次先機関は、原則として通知を受けた日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる振替株式について、対象日(同項の通知を受けた日の前営業日をいう。以下この条において同じ。)の振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記載又は記録がされた振替株式の数その他の規則で定める事項(以下この条において「振替口座簿記録事項部分情

は、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの

(3)～(5) (略)

8～12 (略)

13 機構は、第3項において特定したすべての請求取次先機関から第7項又は第8項(第9項において準用する場合を含む。)の規定による振替口座簿記録事項全部情報の通知を受けた場合には、発行者に対し、通知を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記録がされた内容に基づき、規則で定めるところにより、請求対象期間における対象日ごとの次に掲げる事項を通知する。

(1)～(6) (略)

(部分情報の提供)

第158条 (略)

2～4 (略)

5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた請求取次先機関は、原則として通知を受けた日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる振替株式について、対象日(同項の通知を受けた日の前営業日をいう。以下この条において同じ。)の振替口座簿、特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた振替株式の数その他の規則で定める事項(以下この条において「振替口座簿記録事項部分情報」という。)を通

報」という。)を通知しなければならない。

(1) 対象口座が対象加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式(特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの、反対株主管理簿に他の加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。)

(2) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち、特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び反対株主管理簿に対象加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの

(3)～(5) (略)

6 (略)

7 機構は、第3項において特定したすべての請求取次先機関から第5項の規定による振替口座簿記録事項部分情報の通知を受けた場合には、発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿に記録がされている内容に基づき、次に掲げる事項を通知する。

(1)～(5) (略)

(担保株式の届出)

第159条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式(質権株式又は担保の目的で譲り渡され

知しなければならない。

(1) 対象口座が対象加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式(特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。)

(2) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの

(3)～(5) (略)

6 (略)

7 機構は、第3項において特定したすべての請求取次先機関から第5項の規定による振替口座簿記録事項部分情報の通知を受けた場合には、発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた内容及び並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記録がされている内容に基づき、次に掲げる事項を通知する。

(1)～(5) (略)

(担保株式の届出)

第159条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式(質権株式又は担保の目的で譲り渡され

た振替株式（特別株主の申出のあるものに限る。）をいう。以下同じ。）又は株式買取請求に係る振替株式に関する届出（以下「担保株式の届出」という。）をすることができる。

2 加入者は、担保株式の届出をしようとする場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保株式の届出の取次ぎの請求（当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保株式の届出を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 担保株式の株主又は反対株主である加入者の氏名又は名称

(4) 担保株式又は株式買取請求に係る振替株式の銘柄

(5)・(6) (略)

3～7 (略)

(機構における記録)

第 160 条 機構は、加入者から担保株式の届出を受けた場合には、担保株式届出記録簿（担保株式の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。）に当該届出における担保株式の株主又は反対株主に係る情報として、規則で定めるところにより、通知された事項の記録（以下「担保株式の届出の記録」という。）をする。

2・3 (略)

(担保株式の届出の記録の解除の届出)

た振替株式（特別株主の申出のあるものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する届出（以下「担保株式の届出」という。）をすることができる。

2 加入者は、担保株式の届出をしようとする場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保株式の届出の取次ぎの請求（当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保株式の届出を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 担保株式の株主である加入者の氏名又は名称

(4) 担保株式の銘柄

(5)・(6) (略)

3～7 (略)

(機構における記録)

第 160 条 機構は、加入者から担保株式の届出を受けた場合には、担保株式届出記録簿（担保株式の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。）に当該届出における担保株式の株主に係る情報として、規則で定めるところにより、通知された事項の記録（以下「担保株式の届出の記録」という。）をする。

2・3 (略)

(担保株式の届出の記録の解除の届出)

第 161 条 担保株式の届出の記録における振替元口座の加入者又は振替先口座の加入者は、当該記録に係る担保株式についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式の数についての記載若しくは記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式についてその買取りの効力が生じたとき若しくは株式買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、遅滞なく、機構に対し、担保株式の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

2 (略)

(総株主報告を受けた場合における特例)

第 163 条 機構は、直接口座管理機関（第 147 条第 1 項の直接口座管理機関をいう。）から総株主報告を受けた場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執る。

(1) 当該総株主報告に基づき、担保株式の届出の記録における振替先口座に担保株式の株主又は反対株主の有する振替株式の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保株式の届出の記録の抹消

(2) 当該総株主報告に基づき、担保株式又は株式買取請求に係る振替株式についての担保株式の届出がされていないことが判明したとき 当該担保株式又は株式買取請求に係る振替株式についての担保株式の届出の記録

(新規記録手続)

第 161 条 担保株式の届出の記録における振替元口座の加入者又は振替先口座の加入者は、当該記録に係る担保株式についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式の数についての記載又は記録がなくなったときは、遅滞なく、機構に対し、担保株式の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

2 (略)

(総株主報告を受けた場合における特例)

第 163 条 機構は、直接口座管理機関（第 147 条第 1 項の直接口座管理機関をいう。）から総株主報告を受けた場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執る。

(1) 当該総株主報告に基づき、担保株式の届出の記録における振替先口座に担保株式の株主の有する振替株式の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保株式の届出の記録の抹消

(2) 当該総株主報告に基づき、担保株式についての担保株式の届出がされていないことが判明したとき 当該担保株式についての担保株式の届出の記録

(新規記録手続)

第 180 条 発行者が振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第 1 号の振替新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、加入者が当該外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨

(7) 当該振替新株予約権付社債の社債管理者の名称及び当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の内容

(8)・(9) (略)

2～11 (略)

(振替先口座等の照会)

第 185 条 (略)

2 (略)

3 加入者が振替新株予約権付社債の質入れ、担保差入れ又は新株予約権付社債買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関が当該加入者から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

4 加入者が機構加入者に対する振替新株予約権付社債の質入れ、担保差入れ又は新株予約権付社債買取請求のために振替の申請を

第 180 条 発行者が振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 第 1 号の振替新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である振替株式が外国人制限銘柄である場合において、加入者が当該外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨

(7) 当該振替新株予約権付社債の社債管理者の名称及び当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権付社債の内容

(8)・(9) (略)

2～11 (略)

(振替先口座等の照会)

第 185 条 (略)

2 (略)

3 加入者が振替新株予約権付社債の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関が当該加入者から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

4 加入者が機構加入者に対する振替新株予約権付社債の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、

<p>しようとする場合であって、当該機構加入者が当該加入者から同意を得ているときは、当該機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(機構加入者による振替請求等)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口（買取口座（法第215条第1項に規定する買取口座をいう。以下この章において同じ。）である場合に限る。）が示された場合であって、規則で定めるところにより反対新株予約権付社債権者となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替新株予約権付社債についての増加の記録がされると同時に当該振替新株予約権付社債について受方機構加入者から当該加入者を反対新株予約権付社債権者とする通知があったものとみなす。</u></p> <p>6 (略)</p> <p><u>7 機構は、機構加入者による振替請求を受けたときは、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿への記録並びに渡方機構加入者及び受方機構加入者への通知その他の処理をする。</u></p> <p><u>8 受方機構加入者は、機構から前項の通知を受けたときは、直ちに、その内容を<u>確認し、規則で定める措置を執らなければならない。</u></u></p>	<p>当該機構加入者が当該加入者から同意を得ているときは、当該機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(機構加入者による振替請求等)</p> <p>第186条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p><u>6 機構は、機構加入者による振替請求を受けたときは、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿への記録並びに渡方機構加入者及び受方機構加入者への通知その他の処理をする。</u></p> <p><u>7 受方機構加入者は、機構から前項の通知を受けたときは、直ちに、その内容を<u>確認しなければならない。</u></u></p>
---	---

(取得の対価が振替新株予約権付社債である場合における取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部取得)

第 218 条 (略)

2～5 (略)

6 振替機関等は、全部抹消する日の前営業日において、次の各号に掲げる振替新株予約権付社債（取得対象銘柄であるものに限る。）について、全部抹消する日において増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じた数（規則で定める場合には、規則で定める比率を乗じた数）

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債であって反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の反対新株予約権付社債権者ごとの数に対価交付比率を乗じた数

(3) (略)

7 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保

(取得の対価が振替新株予約権付社債である場合における取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部取得)

第 218 条 (略)

2～5 (略)

6 振替機関等は、全部抹消する日の前営業日において、次の各号に掲げる振替新株予約権付社債（取得対象銘柄であるものに限る。）について、全部抹消する日において増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じた数（規則で定める場合には、規則で定める比率を乗じた数）

(新設)

(2) (略)

7 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保

有欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる数 同号の反対新株予約権付社債権者である加入者の口座の保有欄

(3) 前項第3号に掲げる数 同号の新株予約権付社債権者である加入者の口座の保有欄

8 第6項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

9・10 (略)

11 第6項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第7項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

12～14 (略)

15 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。

有欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄とする。

(1) (略)

(新設)

(2) 前項第2号に掲げる数 同号の新株予約権付社債権者である加入者の口座の保有欄

8 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

9・10 (略)

11 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

12～14 (略)

15 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第6項第2号又は第3号に掲げる数についての第7項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数</p> <p>(3) 当該間接口座管理機関が直近下位機関から第8項又は第9項第1号(第10項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第7項第2号又は第3号の数</p> <p>(4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号(第10項において準用する場合を含む。)、第11項又は第12項(第13項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者又は第11項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号又は第3号の数</p> <p>(5) (略)</p> <p>16～20 (略)</p> <p>21 口座管理機関は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 加入者の口座(顧客口を除く。)の保有欄又は質権欄次に掲げる措置</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第6項</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第6項第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数</p> <p>(3) 当該間接口座管理機関が直近下位機関から第8項又は第9項第1号(第10項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第7項第2号の数</p> <p>(4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号(第10項において準用する場合を含む。)、第11項又は第12項(第13項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者又は第11項第1項の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号の数</p> <p>(5) (略)</p> <p>16～20 (略)</p> <p>21 口座管理機関は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。</p> <p>(1) 加入者の口座(顧客口を除く。)の保有欄又は質権欄次に掲げる措置</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第6項</p>
--	--

第2号又は第3号に掲げる数についての第7項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第6項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第8項又は第9項第1号（第10項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号（第10項において準用する場合を含む。）、第11項又は第12項（第13項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

へ （略）

(2) （略）

22～24 （略）

（合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴う新株予約権付社債の承継により他の銘柄の振替新株予約権付社債が交付される場合に

第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第8項又は第9項第1号（第10項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号（第10項において準用する場合を含む。）、第11項又は第12項（第13項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

へ （略）

(2) （略）

22～24 （略）

（合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴う新株予約権付社債の承継により他の銘柄の振替新株予約権付社債が交付される場合に

関する記載又は記録手続)

第 225 条 (略)

2～5 (略)

6 振替機関等は、合併等効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる消滅会社等銘柄について、合併等効力発生日において増加の記載又は記録をすべき合併等対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債（次号に掲げるものを除く。）当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の数に割当比率を乗じた数

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債であって反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の反対新株予約権付社債権者ごとの数に割当比率を乗じた数

(3) (略)

7 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる数 同号の加入者の口座の保有欄

(2) 前項第 2 号に掲げる数 同号の反対新株予約権付社債権

関する記載又は記録手続)

第 225 条 (略)

2～5 (略)

6 振替機関等は、合併等効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる消滅会社等銘柄について、合併等効力発生日において増加の記載又は記録をすべき合併等対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の数に割当比率を乗じた数

(新設)

(2) (略)

7 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる数 同号の加入者の口座の保有欄

(新設)

者である加入者の口座の保有欄

(3) (略)

8 第6項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

9・10 (略)

11 第6項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第7項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

12～14 (略)

15 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) (略)

(2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第6項第2号又は第3号に掲げる数についての第7項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数

(2) (略)

8 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

9・10 (略)

11 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(3) (略)

12～14 (略)

15 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) (略)

(2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第6項第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数

(3) 当該間接口座管理機関が直近下位機関から第8項又は第9項第1号(第10項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号又は第3号の数

(4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号(第10項において準用する場合を含む。)、第11項又は第12項(第13項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者又は第11項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号又は第3号の数

(5) (略)

16~20 (略)

21 口座管理機関は、合併等効力発生日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座(顧客口を除く。)の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置

イ・ロ (略)

ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第6項第2号又は第3号に掲げる数についての第7項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第6項第2号又は第3号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

(3) 当該間接口座管理機関が直近下位機関から第8項又は第9項第1号(第10項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号の数

(4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号(第10項において準用する場合を含む。)、第11項又は第12項(第13項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者又は第11項第1項の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号の数

(5) (略)

16~20 (略)

21 口座管理機関は、合併等効力発生日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座(顧客口を除く。)の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置

イ・ロ (略)

ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第6項第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録

<p>ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第8項又は第9項第1号（第10項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号又は第3号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録</p> <p>ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号（第10項において準用する場合を含む。）、第11項又は第12項（第13項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号又は第3号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録</p> <p>へ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>22・23 （略）</p> <p>第12節の2 <u>反対新株予約権付社債権者の通知</u></p> <p><u>(反対新株予約権付社債権者管理簿の備置)</u></p> <p>第229条の2 <u>振替機関等は、反対新株予約権付社債権者管理簿を備えなければならない。</u></p> <p><u>(反対新株予約権付社債権者管理簿の保存)</u></p>	<p>ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第8項又は第9項第1号（第10項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録</p> <p>ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号（第10項において準用する場合を含む。）、第11項又は第12項（第13項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録</p> <p>へ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>22・23 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	--

第 229 条の 3 振替機関等は、その備える反対新株予約権付社債権者管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(新設)

(反対新株予約権付社債権者管理簿の記載又は記録事項)

第 229 条の 4 反対新株予約権付社債権者管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(新設)

- (1) 反対新株予約権付社債権者の通知をした加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 反対新株予約権付社債権者の通知に係る振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされた口座
- (3) 反対新株予約権付社債権者の通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄ごとの数
- (4) 反対新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
- (5) 反対新株予約権付社債権者の通知を受けた日
- (6) 第 3 号の数について第 1 号の加入者の口座に増加の記載又は記録がされた日
- (7) 反対新株予約権付社債権者の通知が第 3 号の数についての増減が生じたことによるものであるときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日
- (8) 反対新株予約権付社債権者の通知に係る振替新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、当該反対新株予約権付社債権

者が当該外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときは、その旨

(9) その他規則で定める事項

(反対新株予約権付社債権者の通知)

第 229 条の 5 加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債が新株予約権付社債買取請求の目的で振替を受けたものである場合には、当該口座を開設する振替機関等に対し、当該反対新株予約権付社債権者を通知しなければならない。

2 前項の通知（以下「反対新株予約権付社債権者の通知」という。）をする加入者は、当該通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 反対新株予約権付社債権者の通知を行う振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座

(2) 反対新株予約権付社債権者の通知を行う振替新株予約権付社債の銘柄及び数

(3) 反対新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(4) 当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、反対新株予約権付社債権者が当該外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときは、その旨

(5) 反対新株予約権付社債権者の通知を行う振替新株予約権付社債について第 1 号の口座に増加の記載又は記録がされた日

(新設)

3 前項第5号の日は、反対新株予約権付社債権者の通知を行う振替新株予約権付社債に係る直近の総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日以前の日とすることはできない。ただし、特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知)

第 229 条の 6 前条第1項の通知をした加入者は、同条第2項第2号の振替新株予約権付社債の数について減少が生じたとき（次条第2項の場合を除く。）は、直ちに、同条第1項の振替機関等に対し、反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知をしなければならない。

(新設)

2 前項の通知をする加入者は、当該通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 前項の通知を行う振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座

(2) 前項の通知を行う振替新株予約権付社債の銘柄及び数

(3) 反対新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(4) 減少した数及び当該減少が生じた日

(反対新株予約権付社債権者管理簿への記載又は記録)

第 229 条の 7 振替機関等は、その加入者による第 229 条の 5 第1項の通知又は前条第1項の反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知を受けたときは、その備える反対新株予約権付社債

(新設)

権者管理簿に当該通知に係る第 229 条の 4 各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 振替機関等は、反対新株予約権付社債権者の通知に係る振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座において、第 192 条の規定により当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消が行われた場合には、それに応じて、反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債に係る事項の抹消の記載又は記録をしなければならない。

(反対新株予約権付社債権者管理簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第 229 条の 8 振替機関等は、その備える反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該反対新株予約権付社債権者管理簿にその記載又は記録をしなければならない。

(新設)

- 2 振替機関等は、その備える反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(機構加入者による反対新株予約権付社債権者の通知)

第 229 条の 9 機構加入者の機構に対する反対新株予約権付社債権者の通知又は反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(新設)

2 機構は、その備える反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされた振替新株予約権付社債については、第 248 条第 1 項の担保新株予約権付社債の届出があったものとして取り扱う。

(通知新株予約権付社債権者)

第 241 条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者（以下「通知新株予約権付社債権者」という。）として総新株予約権付社債権者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、新株予約権付社債権者確定日における最終のものを意味するものとする。

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数（第 3 号から第 5 号までに掲げる数を除く。） 当該口座の加入者

(2) ～ (4) (略)

(5) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債であって反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数 当該保有欄に記載又は記録がされている数に係る反対新株予約権付社債権者

(総新株予約権付社債権者報告)

第 244 条 直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告（以下「総新株予約権付社債権者報告」という。）をしなければならない。

(通知新株予約権付社債権者)

第 241 条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者（以下「通知新株予約権付社債権者」という。）として総新株予約権付社債権者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、新株予約権付社債権者確定日における最終のものを意味するものとする。

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数（第 3 号及び第 4 号に掲げる数を除く。） 当該口座の加入者

(2) ～ (4) (略)

(新設)

(総新株予約権付社債権者報告)

第 244 条 直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告（以下「総新株予約権付社債権者報告」という。）をしなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) その他規則で定める事項

2 (略)

(総新株予約権付社債権者通知)

第 245 条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、信託財産名義管理簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされている内容に基づき、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の発行者に対し、規則で定めるところにより、新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに新株予約権付社債権者確定日において当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（当該新株予約権付社債権者確定日に係るものに限る。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下この章において「総新株予約権付社債権者通知事項」という。）の通知をする。

2 (略)

(担保新株予約権付社債の届出)

第 248 条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保新株予約権付社債（質権の目的である振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債に関する届出（以下「担保新株予約権付社債の届出」という。）をすることができる。

2 加入者は、担保新株予約権付社債の届出をしようとする場合に

(1) ~ (4) (略)

(5) その他機構が定める事項

2 (略)

(総新株予約権付社債権者通知)

第 245 条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿及び信託財産名義管理簿に記録がされている内容に基づき、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の発行者に対し、規則で定めるところにより、新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに新株予約権付社債権者確定日において当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（当該新株予約権付社債権者確定日に係るものに限る。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下この章において「総新株予約権付社債権者通知事項」という。）の通知をする。

2 (略)

(担保新株予約権付社債の届出)

第 248 条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保新株予約権付社債（質権の目的である振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。）に関する届出（以下「担保新株予約権付社債の届出」という。）をすることができる。

2 加入者は、担保新株予約権付社債の届出をしようとする場合に

は、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保新株予約権付社債の届出の取次ぎの請求（当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保新株予約権付社債の届出を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は反対新株予約権付社債権者である加入者の氏名又は名称

(4) 担保新株予約権付社債又は新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債の銘柄

(5)・(6) (略)

3～7 (略)

(機構における記録)

第 249 条 機構は、加入者から担保新株予約権付社債の届出を受けた場合には、担保新株予約権付社債届出記録簿（担保新株予約権付社債の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。）に当該届出における担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は反対新株予約権付社債権者に係る情報として、通知された事項の記録（以下「担保新株予約権付社債の届出の記録」という。）をする。

2・3 (略)

(担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出)

第 250 条 担保新株予約権付社債の届出の記録における振替元口座の加入者又は振替先口座の加入者は、当該記録に係る担保新株予

は、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保新株予約権付社債の届出の取次ぎの請求（当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保新株予約権付社債の届出を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者の氏名又は名称

(4) 担保新株予約権付社債の銘柄

(5)・(6) (略)

3～7 (略)

(機構における記録)

第 249 条 機構は、加入者から担保新株予約権付社債の届出を受けた場合には、担保新株予約権付社債届出記録簿（担保新株予約権付社債の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。）に当該届出における担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者に係る情報として、通知された事項の記録（以下「担保新株予約権付社債の届出の記録」という。）をする。

2・3 (略)

(担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出)

第 250 条 担保新株予約権付社債の届出の記録における振替元口座の加入者又は振替先口座の加入者は、当該記録に係る担保新株予

約権付社債についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保新株予約権付社債の数についての記載若しくは記録がなくなったとき又は当該記録に係る新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債についてその買取りの効力が生じたとき若しくは新株予約権付社債買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替新株予約権付社債の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、遅滞なく、機構に対し、担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

2 (略)

(総新株予約権付社債権者報告を受けた場合における特例)

第 252 条 機構は、直接口座管理機関（第 243 条第 1 項の直接口座管理機関をいう。）から総新株予約権付社債権者報告を受けた場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執る。

(1) 当該総新株予約権付社債権者報告に基づき、担保新株予約権付社債の届出の記録における振替先口座に担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は反対新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保新株予約権付社債の届出の記録の抹消

(2) 当該総新株予約権付社債権者報告に基づき、担保新株予約権付社債又は新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債についての担保新株予約権付社債の届出がされていないことが判明したとき 当該担保新株予約権付社債又は新株予

約権付社債についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保新株予約権付社債の数についての記載又は記録がなくなったときは、遅滞なく、機構に対し、担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

2 (略)

(総新株予約権付社債権者報告を受けた場合における特例)

第 252 条 機構は、直接口座管理機関（第 243 条第 1 項の直接口座管理機関をいう。）から総新株予約権付社債権者報告を受けた場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執る。

(1) 当該総新株予約権付社債権者報告に基づき、担保新株予約権付社債の届出の記録における振替先口座に担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保新株予約権付社債の届出の記録の抹消

(2) 当該総新株予約権付社債権者報告に基づき、担保新株予約権付社債についての担保新株予約権付社債の届出がされていないことが判明したとき 当該担保新株予約権付社債について

<p><u>約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債</u>についての担保新株予約権付社債の届出の記録</p> <p>第 18 節 <u>加入者による社債権者集会における議決権行使等のための</u> <u>証明書の取扱い</u></p> <p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p> <p>第 254 条 (略)</p> <p>2 間接口座管理機関は、その加入者に証明書の交付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、<u>当該証明書</u>の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 機構は、機構加入者から前条第 3 項の請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、速やかに、<u>当該証明書</u>の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付を停止する。</p> <p>第 18 節の 2 <u>反対新株予約権付社債権者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い</u></p> <p>(社債権者集会における議決権行使等のための証明書の交付の請求)</p> <p>第 255 条の 2 <u>反対新株予約権付社債権者は、法第 222 条第 5 項の規定により、買取口座を開設した振替機関等に対し、当該買取口</u></p>	<p>の担保新株予約権付社債の届出の記録</p> <p>第 18 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い</p> <p>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</p> <p>第 254 条 (略)</p> <p>2 間接口座管理機関は、その加入者に証明書の交付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、<u>証明書</u>の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 機構は、機構加入者から前条第 3 項の請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、速やかに、<u>証明書</u>の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付を停止する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、法第 194 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる事項、同項第 3 号に掲げる数のうち当該反対新株予約権付社債権者の買取口座を振替先口座とする振替の申請に係るものの数並びに当該反対新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所を証明した書面（以下この節において「証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該買取口座を開設した振替機関等に返還していない者又は新株予約権付社債買取請求を行った当該新株予約権付社債についてその買取りの効力が生じている者については、この限りではない。

2 反対新株予約権付社債権者が口座管理機関に対して証明書の交付の請求をする場合には、口座管理機関に対し、当該口座管理機関の定めるところにより行わなければならない。

3 反対新株予約権付社債権者が機構に対して証明書の交付の請求をする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 反対新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
- (2) 証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- (3) 反対新株予約権付社債権者の口座
- (4) その他規則で定める事項

(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)

第 255 条の 3 発行者は、反対新株予約権付社債権者が前条第 1 項の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書を買取口座を開設

(新設)

した振替機関等に返還するまでの間は、当該証明書の対象となつた振替新株予約権付社債について振替の申請をすることはできない。

2 間接口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者に証明書の交付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、当該証明書の対象となつた振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合も含む。）の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

4 直接口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者に対し証明書を交付したとき又はその直近下位機関から第2項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となつた振替新株予約権付社債の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。

5 機構は、反対新株予約権付社債権者から前条第3項の請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、速やかに、当該証明書の対象となつた振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替の請求の受付を停止する。

（証明書の返還等に係る取扱い）

第255条の4 反対新株予約権付社債権者は、証明書を返還する場合には、第255条の2第1項の買取口座を開設した振替機関等に対して行なわなければならない。

（新設）

2 間接口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者から前項の証明書
の返還を受けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対
し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証
明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しな
ければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合も含む。）の
通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合につい
て準用する。

4 直接口座管理機関は、反対新株予約権付社債権者から第1項の
証明書の返還を受けたとき又はその直近下位機関から第2項（前
項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、機構に
対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振
替新株予約権付社債の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知
しなければならない。

5 機構は、反対新株予約権付社債権者から証明書の返還を受けた
とき、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は証明書
の対象となった振替新株予約権付社債について新株予約権付社債
買取請求に係る買取りの効力が生じたときは、速やかに、証明書
の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替の
請求の受付停止を解除する。

（振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知）

第 259 条 （略）

（振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知）

第 259 条 （略）

<p>2 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を取扱廃止日における新株予約権付社債権者（以下「取扱廃止日新株予約権付社債権者」という。）として新株予約権付社債権者に係る情報を通知する。この場合において、当該各号に掲げる数は、取扱廃止新株予約権付社債権者確定日における最終のものを意味するものとする。</p> <p>(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数（次号、第4号及び第5号に掲げる数を除く。） 当該口座の加入者</p> <p><u>(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債であって反対新株予約権付社債権者管理簿に記載又は記録がされているもの（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数 当該保有欄に記載又は記録がされている数に係る反対新株予約権付社債権者</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の通知を受けた直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告（以下「新株予約権付社債権者情報の報告」という。）をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他規則</u>で定める事項</p> <p>8 (略)</p>	<p>2 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を取扱廃止日における新株予約権付社債権者（以下「取扱廃止日新株予約権付社債権者」という。）として新株予約権付社債権者に係る情報を通知する。この場合において、当該各号に掲げる数は、取扱廃止新株予約権付社債権者確定日における最終のものを意味するものとする。</p> <p>(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数（<u>第3号及び第4号</u>に掲げる数を除く。） 当該口座の加入者</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 前項の通知を受けた直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告（以下「新株予約権付社債権者情報の報告」という。）をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>その他機構</u>が定める事項</p> <p>8 (略)</p>
---	---

9 機構は、前項の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、信託財産名義管理簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされている内容に基づき、規則で定めるところにより、発行者に対し、新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに取扱廃止新株予約権付社債権者確定日において当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（当該取扱廃止新株予約権付社債権者確定日に係るものに限る。次項において同じ。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下「新株予約権付社債権者情報の通知事項」という。）の通知をする。

10 （略）

（振替新株予約権付社債に係る規定の準用）

第 263 条 第 4 章第 1 節、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節（第 218 条第 2 項を除く。）、第 12 節（第 225 条第 2 項を除く。）、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（略）

（振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用）

第 271 条 第 3 章の規定（第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の

9 機構は、前項の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿及び信託財産名義管理簿に記録がされている内容に基づき、規則で定めるところにより、発行者に対し、新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに取扱廃止新株予約権付社債権者確定日において当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（当該取扱廃止新株予約権付社債権者確定日に係るものに限る。次項において同じ。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下「新株予約権付社債権者情報の通知事項」という。）の通知をする。

10 （略）

（振替新株予約権付社債に係る規定の準用）

第 263 条 第 4 章第 1 節、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節（第 218 条第 2 項を除く。）、第 12 節（第 225 条第 2 項を除く。）、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（略）

（振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用）

第 271 条 第 3 章の規定（第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の

規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
特別株主管理事務	(略)
反対株主	反対投資主
反対株主管理簿	反対投資主管理簿
株式買取請求	投資口買取請求
(略)	

2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第113条第2項	(略)	(略)
第115条の7第2項	株式の併合、株式の分割、合併、株式交換又は株式移転において、第87条	投資口の併合、投資口の分割及び合併において、第271条第1項において読み替えて準用する第87条
(略)		

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第271条の3 第4章第1節(第173条第2項第6号を除く。)、第

規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
特別株主管理事務	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	

2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第113条第2項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第271条の3 第4章第1節(第173条第2項第6号を除く。)、第

4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節（第 216 条及び第 221 条に限る。）、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定は、振替新投資口予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第 272 条 第 3 章の規定（第 57 条第 6 項、第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 9 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 13 節第 1 款の 2、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。）は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	
第 50 条	(略)

4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節（第 216 条及び第 221 条に限る。）、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定は、振替新投資口予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第 272 条 第 3 章の規定（第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 9 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。）は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	
第 50 条	(略)

第 56 条	質入れ、担保差入れ 又は株式買取請求	質入れ又は担保差入 れ	(新設)	(新設)	(新設)
第 57 条第 9 項	振替口座簿、登録株 式質権者管理簿、特 別株主管理簿及び反 対株主管理簿	振替口座簿、登録優 先出資質権者管理簿 及び特別優先出資者 管理簿	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			(略)		
第 89 条第 1 項	(略)		第 89 条第 1 項	(略)	
第 89 条第 5 項	次の各号	次の各号 (第 3 号を 除く。)	(新設)	(新設)	(新設)
第 89 条第 5 項第 1 号	次号及び第 3 号	次号	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			(略)		
第 94 条第 1 項第 4 号	(略)		第 94 条第 1 項第 4 号	(略)	
第 94 条第 5 項	次の各号	次の各号 (第 3 号を 除く。)	(新設)	(新設)	(新設)
第 94 条第 5 項第 1 号	次号及び第 3 号	次号	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			(略)		
第 144 条第 4 号	(略)		第 144 条第 4 号	(略)	
第 145 条	次の各号	次の各号 (第 7 号を 除く。)	(新設)	(新設)	(新設)
第 145 条第 1 号	次号及び第 5 号から	次号、第 5 号及び第	(新設)	(新設)	(新設)

	第7号まで	6号			
第149条第1項	振替口座簿、特別株 主管理簿、登録株式 質権者管理簿、信託 財産名義管理簿及び 反対株主管理簿	振替口座簿、特別優 先出資者管理簿、登 録優先出資質権者管 理簿及び信託財産名 義管理簿	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			(略)		
第154条第1項	(略)		第154条第1項	(略)	
第154条第13項	振替口座簿、特別株 主管理簿、信託財産 名義管理簿又は反対 株主管理簿	振替口座簿、特別優 先出資者管理簿又は 信託財産名義管理簿	(新設)	(新設)	(新設)
第154条第13項 第1号	、反対株主管理簿に 他の加入者を反対株 主とする記載又は記 録がされたもの及び	及び	(新設)	(新設)	(新設)
第154条第13項 第2号	、特別株主管理簿に 申出株主を特別株主 とする記載又は記録 がされたもの及び反 対株主管理簿に申出 株主を反対株主とす る記載又は記録がさ れたもの	特別優先出資者管理 簿に申出優先出資者 を特別優先出資者と する記載又は記録が されたもの	(新設)	(新設)	(新設)

第 154 条第 19 項	振替口座簿、特別株 主管理簿、信託財産 名義管理簿及び反対 株主管理簿	振替口座簿、特別優 先出資者管理簿及び 信託財産名義管理簿	(新設)	(新設)	(新設)
第 155 条第 5 項	次の各号	次の各号 (第 5 号を 除く。)	(新設)	(新設)	(新設)
第 156 条	、信託財産名義管理 簿及び反対株主管理 簿	及び信託財産名義管 理簿	(新設)	(新設)	(新設)
第 157 条第 7 項	、信託財産名義管理 簿又は反対株主管理 簿	又は信託財産名義管 理簿	(新設)	(新設)	(新設)
第 157 条第 7 項 第 1 号	特別株主管理簿又は 反対株主管理簿	特別優先出資者管理 簿	(新設)	(新設)	(新設)
第 157 条第 7 項 第 2 号	、特別株主管理簿に 対象加入者を特別株 主とする記載又は記 録がされたもの及び 反対株主管理簿に対 象加入者を反対株主 とする記載又は記録 がされたもの	特別優先出資者管理 簿に対象加入者を特 別優先出資者とする 記載又は記録がされ たもの	(新設)	(新設)	(新設)
第 157 条第 13 項	、信託財産名義管理 簿及び反対株主管理 簿	又は信託財産名義管 理簿	(新設)	(新設)	(新設)

	簿				
第 158 条第 5 項	<u>、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿</u>	<u>又は信託財産名義管理簿</u>	(新設)	(新設)	(新設)
第 158 条第 5 項第 1 号	<u>、反対株主管理簿に他の加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの及び</u>	<u>及び</u>	(新設)	(新設)	(新設)
第 158 条第 5 項第 2 号	<u>、特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び反対株主管理簿に対象加入者を反対株主とする記載又は記録がされたもの</u>	<u>特別優先出資者管理簿に対象加入者を特別優先出資者とする記載又は記録がされたもの</u>	(新設)	(新設)	(新設)
第 158 条第 7 項	<u>、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿</u>	<u>及び信託財産名義管理簿</u>	(新設)	(新設)	(新設)
第 159 条第 1 項	<u>以下同じ。)又は株式買取請求に係る振替株式</u>	<u>以下同じ。)</u>	(新設)	(新設)	(新設)
第 159 条第 2 項第 3 号	<u>株主又は反対株主</u>	<u>優先出資者</u>	(新設)	(新設)	(新設)

第 159 条第 2 項 第 4 号	担保株式又は株式買 取請求に係る振替株 式	担保優先出資	(新設)	(新設)	(新設)
第 160 条	株主又は反対株主	優先出資者	(新設)	(新設)	(新設)
第 161 条第 1 項	若しくは記録がなく なったとき又は当該 記録に係る振替株式 についてその買取り の効力が生じたとき 若しくは株式買取請 求の撤回の承諾によ り当該記録における 振替先口座に当該振 替株式の数について の記載若しくは記録 がなくなったとき	又は記録がなくなっ たとき	(新設)	(新設)	(新設)
第 163 条第 1 号	株主又は反対株主	優先出資者	(新設)	(新設)	(新設)
第 163 条第 2 号	担保株式又は株式買 取請求に係る反対株 主の有する振替株式	担保優先出資	(新設)	(新設)	(新設)
	担保株式又は株式買 取請求に係る振替株 式	担保優先出資		(新設)	(新設)
(略)			(略)		

(振替手続)

第 277 条 第 3 章第 3 節の規定 (第 53 条第 3 項第 6 号並びに第 57 条第 6 項及び第 7 項の規定並びに反対株主に係る規定を除く。) は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 53 条から第 55 条まで	(略)	
第 56 条	<u>質入れ、担保差入れ 又株式買取請求</u>	<u>質入れ又は担保差入 れ</u>
第 57 条第 9 項	<u>振替口座簿、登録株 式質権者管理簿、特 別株主管理簿及び反 対株主管理簿</u>	(略)

(準用規定)

第 278 条 第 3 章第 13 節の規定 (第 1 款の 2、第 3 款、第 110 条第 8 号、第 111 条第 2 項第 4 号、第 113 条第 2 項及び第 136 条第 2 項の規定を除く。以下次項において同じ。) は、振替投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

2 (略)

(振替手続)

第 277 条 第 3 章第 3 節の規定 (第 53 条第 3 項第 6 号及び第 57 条第 6 項の規定を除く。) は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 53 条から第 55 条まで	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)
第 57 条第 8 項	<u>振替口座簿、登録株 式質権者管理簿及び 特別株主管理簿</u>	(略)

(準用規定)

第 278 条 第 3 章第 13 節の規定 (第 3 款の規定、第 110 条第 8 号、第 111 条第 2 項第 4 号、第 113 条第 2 項及び第 136 条第 2 項を除く。以下次項において同じ。) は、振替投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

2 (略)

(準用規定)

第 283 条の 8 第 3 章第 19 節の規定 (反対株主に係る規定を除く。) は、振替投資信託受益権の担保投資信託受益権に関する取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

(振替手続)

第 285 条の 9 第 3 章第 3 節の規定 (第 57 条第 6 項及び第 7 項並びに反対株主に係る規定を除く。) は、振替受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章第 3 節の規定を振替受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

(略)		
第 53 条第 5 項第 3 号	(略)	
第 56 条	<u>質入れ、担保差入れ</u> <u>又は株式買取請求</u>	<u>質入れ又は担保差入れ</u>

(準用規定)

第 283 条の 8 第 3 章第 19 節の規定は、振替投資信託受益権の担保投資信託受益権に関する取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

(振替手続)

第 285 条の 9 第 3 章第 3 節の規定 (第 57 条第 6 項を除く。) は、振替受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

2 第 3 章第 3 節の規定を振替受益権について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

(略)		
第 53 条第 5 項第 3 号	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)

第 57 条第 9 項	登録株式質権者管理簿、特別株主管理簿及び反対株主管理簿	(略)	第 57 条第 8 項	登録株式質権者管理簿及び特別株主管理簿	(略)
<p>(手数料の納入)</p> <p>第 286 条 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社並びに機構に対し第 255 条の 2 第 1 項に基づく請求を行う者（機構加入者を除く。）及び次条の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）は、規則で定めるところにより、規則で定める手数料を機構に納入しなければならない。</p>			<p>(手数料の納入)</p> <p>第 286 条 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、受託会社及び機構に対し次条の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）は、規則で定めるところにより、規則で定める手数料を機構に納入しなければならない。</p>		

2 附則

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

以上

反対株主の株式買取請求に係る買取口座の創設等に伴う株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 11 節 （略）</p> <p>第 12 節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い</p> <p>第 1 款 （略）</p> <p><u>第 1 款の 2 反対株主の通知（第 168 条の 2～第 168 条の 5）</u></p> <p>第 2 款～第 4 款（略）</p> <p>第 13 節～第 21 節 （略）</p> <p>第 3 章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 11 節 （略）</p> <p><u>第 11 節の 2 反対新株予約権付社債権者の通知（第 316 条の 2～第 316 条の 5）</u></p> <p>第 12 節～第 15 節 （略）</p> <p>第 16 節 <u>加入者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第 332 条～第 334 条）</u></p> <p><u>第 16 節の 2 反対新株予約権付社債権者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第 334 条の 2～第 334 条の 4）</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 振替株式の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 11 節 （略）</p> <p>第 12 節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い</p> <p>第 1 款 （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第 2 款～第 4 款（略）</p> <p>第 13 節～第 21 節 （略）</p> <p>第 3 章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 11 節 （略）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第 12 節～第 15 節 （略）</p> <p>第 16 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第 332 条～第 334 条）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>

第 17 節～第 18 節 (略)

第 4 章～第 8 章 (略)

附則

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第 14 条 (略)

2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者、新投資口予約権者、新株予約権付社債権者若しくは受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。）、振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者、担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保投資信託受益権又は担保受益権について担保株式

第 17 節～第 18 節 (略)

第 4 章～第 8 章 (略)

附則

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第 14 条 (略)

2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者、新投資口予約権者、新株予約権付社債権者若しくは受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。）、又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者、担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保投資信託受益権又は担保受益権について担保

の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える反対株主管理簿中、反対投資主管理簿中、反対新株予約権者管理簿中、反対新投資口予約権者管理簿中若しくは反対新株予約権付社債権者管理簿中に株式買取請求に係る反対株主、投資口買取請求に係る反対投資主、新株予約権買取請求に係る反対新株予約権者、新投資口予約権買取請求に係る反対新投資口予約権者若しくは新株予約権付社債買取請求に係る反対新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該反対株主の株式、反対投資主の投資口、反対新株予約権者の新株予約権、反対新投資口予約権者の新投資口予約権又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

3～8 (略)

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 加入者から質権その他の担保権の設定又は株式買取請

株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

3～8 (略)

(加入者情報の通知期限)

第18条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 加入者から質権その他の担保権の設定のために、他の口

求、投資口買取請求、新株予約権買取請求、新投資口予約権買取請求若しくは新株予約権付社債買取請求のために、他の口座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき 当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日

(3) ~ (6) (略)

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2~4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、反対株主管理簿、反対投資主管理簿、反対新株予約権者管理簿、反対新投資口予約権者管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新投資口予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿、担保投資信託受益権届出記録簿及び担保受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき 当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日

(3) ~ (6) (略)

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2~4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新投資口予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿、担保投資信託受益権届出記録簿及び担保受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であつて、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者、質権新投資口予約権に係る新投資口予約権者、質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者若しくは質権投資信託受益権若しくは質権受益権に係る受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。）、振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者若しくは担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該担保株式等について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。）又は振替機関等の備える反対株主管理簿中、反対投資主管理簿中、反対新株予約権付社債権者管理簿中、反対新株予約権

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であつて、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者、質権新投資口予約権に係る新投資口予約権者、質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者又は質権投資信託受益権若しくは質権受益権に係る受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき（当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。）又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中又は特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者又は担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき（当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。）は、同項の請求はなかつたものとして取り扱う。

者管理簿中若しくは反対新投資口予約権者管理簿中に株式買取請求に係る反対株主、投資口買取請求に係る反対投資主、新株予約権付社債買取請求に係る反対新株予約権付社債権者、新株予約権買取請求に係る反対新株予約権者若しくは新投資口予約権買取請求に係る反対新投資口予約権者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該反対株主の株式、反対投資主の投資口、反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債、反対新株予約権者の新株予約権又は反対新投資口予約権者の新投資口予約権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保新株予約権の届出又は担保新投資口予約権の届出がされている場合に限る。）は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。

4 (略)

(特別株主又は反対株主となるべき加入者の通知)

第 55 条 規程第 57 条第 5 項に規定する特別株主となるべき加入者の通知及び同条第 6 項に規定する反対株主となるべき加入者の通知は、別表 4 に規定する「振替請求（譲渡担保）」において担保権の設定又は転担保権の設定である旨及び特別株主又は反対株主となるべき者の加入者口座コードを示すことによる通知とする。

(登録株式質権者となるべき旨の通知)

第 56 条 規程第 57 条第 7 項に規定する登録株式質権者となるべき旨の通知は、別表 4 に規定する「振替請求（質権）」において質権の設定又は転質権の設定である旨及び登録株式質となるべき旨を

4 (略)

(特別株主となるべき加入者の通知)

第 55 条 規程第 57 条第 5 項に規定する特別株主となるべき加入者の通知は、別表 4 に規定する「振替請求（譲渡担保）」において担保権の設定又は転担保権の設定である旨及び特別株主となるべき者の加入者口座コードを示すことによる通知とする。

(登録株式質権者となるべき旨の通知)

第 56 条 規程第 57 条第 6 項に規定する登録株式質権者となるべき旨の通知は、別表 4 に規定する「振替請求（質権）」において質権の設定又は転質権の設定である旨及び登録株式質となるべき旨を

示すことによる通知とする。

(担保株式の届出の処理)

第 57 条 規程第 57 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求 (質権)」において質権の設定若しくは転質権の設定である旨又は「振替請求 (譲渡担保)」において担保権の設定若しくは転担保権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(振替口座簿等への記録時期)

第 58 条 規程第 57 条第 9 項に規定する記録及び通知は、別表 4 に定める時期に行うものとする。

(機構加入者が行うべき措置)

第 59 条 規程第 57 条第 10 項に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) 同条第 5 項の特別株主の申出又は同条第 6 項の反対株主の通知をする意思がなかった場合 機構に対する当該特別株主の申出又は反対株主の通知の解除の申出
- (2) 同条第 7 項の登録株式質権者となるべき旨の申出をする意思がなかった場合 機構に対する当該登録株式質権者となるべき旨の申出の解除の申出

(区分管理証券)

第 71 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座 (信託

示すことによる通知とする。

(担保株式の届出の処理)

第 57 条 規程第 57 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求 (質権)」において質権の設定若しくは転質権の設定である旨又は「振替請求 (譲渡担保)」において担保権の設定若しくは転担保権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(振替口座簿等への記録時期)

第 58 条 規程第 57 条第 8 項に規定する記録及び通知は、別表 4 に定める時期に行うものとする。

(機構加入者が行うべき措置)

第 59 条 規程第 57 条第 9 項に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) 同条第 5 項の特別株主の申出をする意思がなかった場合 機構に対する当該特別株主の申出の解除の申出
- (2) 同条第 6 項の登録株式質権者となるべき旨の申出をする意思がなかった場合 機構に対する当該登録株式質権者となるべき旨の申出の解除の申出

(区分管理証券)

第 71 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座 (信託

口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている特定の銘柄の振替株式(保有口に記録されているもののうち特別株主の申出又は反対株主の通知がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。)について、区分管理証券(当該口座に記録されている振替株式のうち、振替請求(当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。)に基づき減少の記録をする対象としない振替株式をいう。以下この節において同じ。)の指定の申請(以下「区分管理証券指定申請」という。)及び当該指定の解除の申請(以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。)をすることができる。

2～9 (略)

(保留残高)

第72条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座(信託口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている又は第4項に規定する処理が行われた後に記録される振替株式(区分管理証券並びに保有口に記録されているもののうち特別株主の申出又は反対株主の通知がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。)について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替株式の総数(以下この節において「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。

口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている特定の銘柄の振替株式(保有口に記録されているもののうち特別株主の申出がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。)について、区分管理証券(当該口座に記録されている振替株式のうち、振替請求(当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。)に基づき減少の記録をする対象としない振替株式をいう。以下この節において同じ。)の指定の申請(以下「区分管理証券指定申請」という。)及び当該指定の解除の申請(以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。)をすることができる。

2～9 (略)

(保留残高)

第72条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座(信託口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている又は第4項に規定する処理が行われた後に記録される振替株式(区分管理証券並びに保有口に記録されているもののうち特別株主の申出がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。)について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替株式の総数(以下この節において「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。

<p>2～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">第12節 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1款 特別株主の申出</u></p> <p>第165条 (略)</p> <p>(機構加入者による特別株主の申出)</p> <p>第168条 機構加入者が機構に対して特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出をする場合には、規程第111条第2項第1号から第4号までに掲げる事項の提示又は同第112条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1款の2 反対株主の通知</u></p> <p>(<u>反対株主管理簿の記載又は記録事項</u>)</p> <p>第168条の2 <u>規程第115条の4第9号に規定する規則で定める事項は、同条第4号の反対株主の加入者口座コードとする。</u></p> <p>(<u>反対株主の通知における通知事項</u>)</p> <p>第168条の3 <u>規程第115条の5第2項第3号に規定する規則で定める事項は、同号の反対株主の加入者口座コードとする。</u></p>	<p>2～9 (略)</p> <p style="text-align: center;">第12節 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第165条 (略)</p> <p>(機構加入者による特別株主の申出)</p> <p>第168条 機構加入者が機構に対して特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出をする場合には、規程第111条第2項第1項から第4項までに掲げる事項の提示又は同第112条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
--	---

(反対株主の通知内容の変更の通知における通知事項)

第 168 条の 4 規程第 115 条の 6 第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の反対株主の加入者口座コードとする。

(新設)

(機構加入者による反対株主の通知)

第 168 条の 5 機構加入者が機構に対して反対株主の通知又は反対株主の通知内容の変更の通知をする場合には、規程第 115 条の 5 第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の提示又は同第 115 条の 6 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(新設)

(1) 反対株主の通知又は反対株主の通知内容の変更の通知を行う振替株式会社についての記録がされている機構加入者口座の機構加入者コード

(2) 反対株主の通知又は反対株主の通知内容の変更の通知を行う振替株式の銘柄コード及び数

(3) 前号の振替株式の反対株主の加入者口座コード

(総株主報告事項)

第 188 条 規程第 148 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 規程第 148 条第 1 項第 4 号に規定する場合には、質入れであるか又はその他の担保差入れであるかの別

(3) (略)

(総株主報告事項)

第 188 条 規程第 148 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

(2) 規程第 148 条第 1 項第 4 号に規定する場合には、その原因が質入れであるか又はその他の担保差入れであるかの別

(3) (略)

<p>2 (略)</p> <p>(担保株式の届出事項)</p> <p>第 225 条 規程第 159 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 担保株式の株主又は<u>反対株主</u>である加入者に係る加入者口座コード(振替元口座の加入者が担保株式の株主又は<u>反対株主</u>である場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 機構加入者が規程第 159 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。この場合において、前項第 1 号から第 3 号までの規定は、機構加入者が行う届出には適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保株式の株主又は<u>反対株主</u>である加入者に係る加入者口座コード</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保株式又は<u>株式買取請求に係る振替株式</u>の銘柄の銘柄コード</p> <p>3 (略)</p> <p>(配当金振込指定の取次ぎ事項)</p> <p>第 230 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 168 条第 8 項に規定する規則で定める場合は、加入者が</p>	<p>2 (略)</p> <p>(担保株式の届出事項)</p> <p>第 225 条 規程第 159 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 担保株式の株主である加入者に係る加入者口座コード(振替元口座の加入者が担保株式の株主である場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 機構加入者が規程第 159 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。この場合において、前項第 1 号から第 3 号までの規定は、機構加入者が行う届出には適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保株式の株主である加入者に係る加入者口座コード</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保株式の銘柄の銘柄コード</p> <p>3 (略)</p> <p>(配当金振込指定の取次ぎ事項)</p> <p>第 230 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第 168 条第 8 項に規定する規則で定める場合は、加入者が</p>
--	---

他の加入者に対して担保株式の差入れ又は株式買取請求に係る振替株式の振替の申請を行っている場合であって、当該担保株式の株主又は当該振替株式の反対株主の情報として、加入者の口座に係る加入者口座コードが利用されている場合とする。

5～8 (略)

(配当金受払予定額の算出)

第 233 条 機構は、規程第 170 条第 2 項の配当金受払予定額の算出に際しては、同条第 1 項第 3 号の株主の口座（配当に係る基準日において配当金の支払いの対象となる銘柄を記載若しくは記録していたもの又は当該株主が他の加入者に対して担保株式の差入れ若しくは株式買取請求に係る振替株式の振替の申請を行っていた場合であって、当該担保株式の株主若しくは当該振替株式の反対株主の情報として、当該株主の口座に係る加入者口座コードが利用されていたものに限る。）を株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主の口座（次項において「配分口座」という。）として定める。

2・3 (略)

(配当金入金予定額データの通知日)

第 235 条 (略)

2 (略)

3 規程第 170 条第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同項第 3 号の株主の保有する振替株式が担保株式又は株

他の加入者に対して担保株式の差入れを行っている場合であって、当該担保株式に係る株主の情報として、加入者の口座に係る加入者口座コードが利用されている場合とする。

5～8 (略)

(配当金受払予定額の算出)

第 233 条 機構は、規程第 170 条第 2 項の配当金受払予定額の算出に際しては、同条第 1 項第 3 号の株主の口座（配当に係る基準日において配当金の支払いの対象となる銘柄を記載又は記録していたもの又は当該株主が他の加入者に対して担保株式の差入れを行っていた場合であって、当該担保株式に係る株主の情報として、当該株主の口座に係る加入者口座コードが利用されていたものに限る。）を株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主の口座（次項において「配分口座」という。）として定める。

2・3 (略)

(配当金入金予定額データの通知日)

第 235 条 (略)

2 (略)

3 規程第 170 条第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同項第 3 号の株主の保有する振替株式が担保株式として

<p>式買取請求に係る振替株式として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コード</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コード</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(反対新株予約権付社債権者となるべき加入者の通知)</p> <p>第 246 条の 2 規程第 186 条第 5 項に規定する反対新株予約権付社債権者となるべき加入者の通知は、別表 4 に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定である旨及び同第 241 条第 5 号に定める者の加入者口座コードを示すことによるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(担保新株予約権付社債の届出の処理)</p> <p>第 247 条 規程第 186 条第 6 項に規定する規則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定又は転質権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。</p>	<p>(担保新株予約権付社債の届出の処理)</p> <p>第 247 条 規程第 186 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定又は転質権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。</p>
<p>(振替口座簿への記録時期)</p> <p>第 248 条 規程第 186 条第 7 項に規定する記録及び通知は、別表 4 に定める時期に行うものとする。</p>	<p>(振替口座簿への記録時期)</p> <p>第 248 条 規程第 186 条第 6 項に規定する記録及び通知は、別表 4 に定める時期に行うものとする。</p>
<p>(機構加入者が行うべき措置)</p> <p>第 248 条の 2 規程第 186 条第 8 項に規定する規則で定める措置は、同条第 5 項の反対新株予約権付社債権者の通知をする意思がなかった場合における機構に対する当該反対新株予約権付社債権者の通知の解除の申出とする。</p>	<p>(新設)</p>

(区分管理証券)

第 259 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている特定の銘柄の振替新株予約権付社債（保有口に記録されているもののうち反対新株予約権付社債権者の通知及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。）について、区分管理証券（当該口座に記録されている振替新株予約権付社債のうち、振替請求（当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。）に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債をいう。以下この条において同じ。）の指定の申請（以下この節において「区分管理証券指定申請」という。）及び当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。

2～9 （略）

(保留残高)

第 260 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される振替新株予約権付社債（区分管理指定証券並びに保有口に記録されているもののうち反対新株予約権付社債権者の通知及び信託の記録がされているものを除く。）について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債の総数（以下この節において「保留残

(区分管理証券)

第 259 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている特定の銘柄の振替新株予約権付社債（保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。）について、区分管理証券（当該口座に記録されている振替新株予約権付社債のうち、振替請求（当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。）に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債をいう。以下この条において同じ。）の指定の申請（以下この節において「区分管理証券指定申請」という。）及び当該指定の解除の申請（以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。）をすることができる。

2～9 （略）

(保留残高)

第 260 条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座（信託口、質権口及び質権信託口を除く。）に記録されている又は第 4 項に規定する処理が行われた後に記録される振替新株予約権付社債（区分管理指定証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。）について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債の総数（以下この節において「保留残高」という。）の設定（保留残高の変更を

<p>高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下この条において同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。</p>	<p>含む。以下この条において同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。</p>
<p>2～9 (略)</p>	<p>2～9 (略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第11節の2 反対新株予約権付社債権者の通知</u></p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p><u>(反対新株予約権付社債権者管理簿の記載又は記録事項)</u></p>	
<p><u>第316条の2 規程第229条の4第9号に規定する規則で定める事項は、同条第4号の反対新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p><u>(反対新株予約権付社債権者の通知における通知事項)</u></p>	
<p><u>第316条の3 規程第229条の5第2項第3号に規定する規則で定める事項は、同号の反対新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p><u>(反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知における通知事項)</u></p>	
<p><u>第316条の4 規程第229条の6第2項第3号に規定する規則で定める事項は、同号の反対新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">(新設)</p>
<p><u>(機構加入者による反対新株予約権付社債権者の通知)</u></p>	

第 316 条の 5 機構加入者が機構に対して反対新株予約権付社債権者の通知又は反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知をする場合には、規程第 229 条の 5 第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の提示又は同第 229 条の 6 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 反対新株予約権付社債権者の通知又は反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知を行う振替新株予約権付社債についての記録がされている機構加入者口座の機構加入者コード

(2) 反対新株予約権付社債権者の通知又は反対新株予約権付社債権者の通知内容の変更の通知を行う振替新株予約権付社債の銘柄コード及び数

(3) 前号の振替新株予約権付社債の反対新株予約権付社債権者の加入者口座コード

(総新株予約権付社債権者報告事項)

第 324 条の 2 規程第 244 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、同項第 4 号に規定する場合における質入れであるか又はその他の担保差入れであるかの別とする。

(担保新株予約権付社債の届出事項)

第 331 条 規程第 248 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(担保新株予約権付社債の届出事項)

第 331 条 規程第 248 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

<p>(3) 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は<u>反対新株予約権付社債権者</u>である加入者に係る加入者口座コード (振替元口座の加入者が担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は<u>反対新株予約権付社債権者</u>である場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 機構加入者が規程第 248 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は<u>反対新株予約権付社債権者</u>である加入者に係る加入者口座コード</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保新株予約権付社債又は<u>新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債</u>の銘柄の銘柄コード</p> <p>3 (略)</p> <p>第 16 節 <u>加入者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い</u></p> <p>第 16 節の 2 <u>反対新株予約権付社債権者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い</u></p> <p><u>(社債権者集会における議決権行使等のための証明書の交付の請求)</u></p>	<p>(3) 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に係る加入者口座コード (振替元口座の加入者が担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である場合を除く。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 機構加入者が規程第 248 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に係る加入者口座コード</p> <p>(4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保新株予約権付社債の銘柄の銘柄コード</p> <p>3 (略)</p> <p>第 16 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p><u>第 334 条の 2 規程第 255 条の 2 第 3 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 同項第 2 号の銘柄の銘柄コード</u></p> <p><u>(2) 当該証明書の対象となる機構加入者口座の機構加入者コード（機構加入者が証明書の交付の請求をする場合に限る。）</u></p> <p><u>2 機構加入者が証明書の交付の請求を行う場合における規程第 255 の 2 条第 3 項の請求は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</u></p> <p><u>(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 334 条の 3 規程第 255 条の 3 第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</u></p> <p><u>2 規程第 255 条の 3 第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</u></p> <p><u>(証明書の返還に係る取扱い)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 334 条の 4 規程第 255 条の 4 第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となった機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。</u></p> <p><u>2 規程第 255 条の 4 第 4 項の通知は、Target 保振サイト接続により行うものとする。</u></p> <p>(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通</p>	<p>(新設)</p> <p>(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の</p>

知)

第 337 条 (略)

2～10 (略)

11 規程第 259 条第 7 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、同項第 4 号に規定する場合における質入れであるか又はその他の担保差入れであるかの別とする。

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 186 条第 6 項	(略)	(略)
(略)		
第 218 条第 6 項、第 220 条第 2 項、第 225	(略)	

通知)

第 337 条 (略)

2～10 (略)

(新設)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 186 条第 5 項	(略)	(略)
(略)		
第 218 条第 6 項、第 220 条第 2 項、第 225	(略)	

条第6項及び第227条第2項		
第218条第6項	法第215条第1項	法第183条第1項、第260条第1項、第267条第1項及び第274条第1項
(略)		
第229条	(略)	
第229条の4第8号	新株予約権付社債に付された新株予約権	新株予約権
第229条の5第2項第4号	新株予約権付社債に付された新株予約権	新株予約権
第229条の7第2項	第192条	第263条において読み替えて準用する第192条
第229条の9第2項	第248条第1項	第263条において読み替えて準用する第248条第1項
(略)		

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3

条第6項及び第227条第2項		
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		
第229条	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え

章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 57 条第 7 項及び第 128 条第 1 項	(略)	
(略)		
第 101 条、第 113 条第 3 項、 <u>第 115 条の 7 第 3 項</u> 、第 128 条第 4 項、第 136 条第 3 項及び第 144 条第 3 号	(略)	
(略)		
第 115 条第 2 項及び第 115 条の 9 第 2 項	(略)	
第 115 条の 7 第 1 項	第 115 条の 5	規程第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 115 条の 5
	第 115 条の 4	規程第 271 条第 1 項において読み替

は、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 57 条第 6 項及び第 128 条第 1 項	(略)	
(略)		
第 101 条、第 113 条第 3 項、第 128 条第 4 項、第 136 条第 3 項及び第 144 条第 3 号	(略)	
(略)		
第 115 条第 2 項	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

		えて準用する第 115 条の 4
(略)		

2 (略)

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節 (第 173 条第 2 項第 6 号を除く。)、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (第 216 条及び第 221 条に限る。)、第 12 節の 2、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 186 条第 6 項	(略)	
第 216 条	(略)	
第 218 条第 6 項	法第 215 条第 1 項	法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 183 条第 1 項
(略)		
第 221 条	(略)	
第 229 条の 4 第 8 号	新株予約権付社債に	新投資口予約権

(略)		

2 (略)

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節 (第 173 条第 2 項第 6 号を除く。)、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (第 216 条及び第 221 条に限る。)、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 186 条第 5 項	(略)	
第 216 条	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		
第 221 条	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)

	付された新株予約権	
第 229 条の 7 第 1 項	第 229 条の 5	第 271 条の 3 に おいて読み替 えて準用する第 229 条の 5
	第 229 条の 4	第 271 条の 3 に おいて読み替 えて準用する第 229 条の 4
第 229 条の 7 第 2 項	第 192 条	第 271 条の 3 に おいて読み替 えて準用する第 192 条
第 229 条の 9 第 2 項	第 248 条第 1 項	第 271 条の 3 に おいて読み替 えて準用する第 248 条第 1 項
(略)		

2 (略)

(振替株式会社についての規定の準用)

第 352 条 規程第 272 条第 1 項において振替優先出資について同第 3 章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		

2 (略)

(振替株式会社についての規定の準用)

第 352 条 規程第 272 条第 1 項において振替優先出資について同第 3 章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 57 条第 7 項及び第 128 条第 1 項	(略)	
(略)		

2 (略)

第 357 条の 7 第 2 章第 3 節の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第 57 条	規程第 57 条第 <u>8 項</u>	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 <u>8 項</u>
第 58 条	規程第 57 条第 <u>9 項</u>	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 <u>9 項</u>
第 59 条	規程第 57 条第 <u>10 項</u>	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 <u>10 項</u>
(略)		

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 57 条第 6 項及び第 128 条第 1 項	(略)	
(略)		

2 (略)

第 357 条の 7 第 2 章第 3 節の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第 57 条	規程第 57 条第 <u>7 項</u>	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 <u>7 項</u>
第 58 条	規程第 57 条第 <u>8 項</u>	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 <u>8 項</u>
第 59 条	規程第 57 条第 <u>9 項</u>	規程第 285 条の 9 により準用する同第 57 条第 <u>9 項</u>
(略)		

別表 1

1. ～ 3. (略)

4. 投資口の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)		
(7) 規約又は投資口取扱規則の変更を決定した場合 (規約については、機構が定める項目の変更に限る。)	(略)	(略)
(略)		

4 の 2. (略)

5. 協同組織金融機関の優先出資の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)		
(6) 定款又は優先出資取扱規則の変更を決定した場合 (定款については、機構が定める項目の変更に限る。)	(略)	(略)
(略)		

6. ・ 7. (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
特別株主の申出	(略)	規程第 115 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用	(略)

別表 1

1. ～ 3. (略)

4. 投資口の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)		
(7) 規約又は投資口取扱規則の変更を決定した場合	(略)	(略)
(略)		

4 の 2. (略)

5. 協同組織金融機関の優先出資の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(略)		
(6) 定款又は優先出資取扱規則の変更を決定した場合	(略)	(略)
(略)		

6. ・ 7. (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
特別株主の申出	(略)	規程第 115 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用	(略)

		する場合を含む。)、 <u>規程第 115 条の 9 第 1 項</u> 、 <u>同第 285 条の 38 第 1 項</u>	
(略)			

②～⑦ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座処理明細	(略)	規程第 57 条第 9 項 (第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。又は第 186 条第 7 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。))	(略)
(略)			

②～⑦ (略)

2～5 (略)

		場合を含む。)、 <u>同第 285 条の 38 第 1 項</u>	
(略)			

②～⑦ (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座処理明細	(略)	規程第 57 条第 8 項 (第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。又は第 186 条第 6 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。))	(略)
(略)			

②～⑦ (略)

2～5 (略)

2 附則

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

以 上

反対株主の買取請求に係る買取口座の創設等に伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 286 条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、<u>受託会社並びに機構</u>に対し<u>同第 255 条の 2 第 1 項に基づく請求を行う者（機構加入者を除く。）</u>及び同第 287 条第 1 項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（納入時期）</p> <p>第 4 条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行<u>及び受託会社</u></p> <p>当月分について翌月の最終営業日まで</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 286 条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、<u>受託会社及び機構</u>に対し<u>規程第 287 条第 1 項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）</u>（以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（納入時期）</p> <p>第 4 条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行、<u>受託会社</u></p> <p>当月分について翌月の最終営業日まで</p>

(3) 機構に対し規程第 255 条の 2 第 1 項に基づく請求を行う者
(機構加入者を除く。)及び同第 287 条第 1 項の規定に基づく請求
を行う者 (機構加入者の利害関係人に限る。)

機構が別に指定する日まで

別表

株式等振替制度に係る手数料表

1.・2. (略)

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			
社債権者集 会用証明書 交付手数料	振替新株 予約権付 社債	規程第 255 条の 2 第 1 項に基づく 請求を行っ た者 (機構 加入者を除 く。)	証明書 1 通につき 500 円 ただし、1 通の枚数が 10 枚を超えるものにつ いては、10 枚を超えた 枚数 1 枚につき 10 円を 加算する。

(注) 1.・2. (略)

(3) 機構に対し規程第 287 条第 1 項の規定に基づく請求を行う
者 (機構加入者の利害関係人に限る。)

機構が別に指定する日まで

別表

株式等振替制度に係る手数料表

1.・2. (略)

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(注) 1.・2. (略)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

以 上